

合志市立小中学校 ICT 支援員配置業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月9日

合志市教育委員会事務局 学校教育課

合志市立小中学校ICT支援員配置業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、合志市立小中学校 ICT 支援員配置業務委託事業者の選定において、当該施策の重要性に鑑み、事業者の技術能力や意欲等を勘案し、より質の高い体制を確保するため、プロポーザル方式による事業者選定を実施することについて必要な事項を定めるもの。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 合志市立小中学校 ICT 支援員配置業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「合志市立小中学校 ICT 支援員配置業務委託仕様書」(以下、仕様書という。)のとおりに従う。
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から令和11年3月31日まで
- (4) 発 注 者 合志市長 荒木 義行
- (5) 本契約の契約に係る上限額

76, 032千円(消費税及び地方消費税額を含む)

年 度	上 限 額
令和8年度	25, 344千円
令和9年度	25, 344千円
令和10年度	25, 344千円

※「2業務概要(3)」に記載の事業準備期間に要する費用は事業者の負担とする。

※この上限を超える提案については、内容に関わらず全て無効とする。

2 事業者選定スケジュール

項 目	日 程
質疑書提出期限	令和7年10月24日(金) 午後5時必着
質疑回答	令和7年10月29日(水)
参加申込書・提案書等提出期限	令和7年11月7日(金) 午後5時必着
審査(プロポーザル)	令和7年11月19日(水) ※詳細な日時は別途通知予定。
審査結果通知	令和7年11月下旬 予定
契約締結	令和8年1月中旬～2月中旬 予定
業務開始準備	契約締結～令和8年3月末まで
業務開始	令和8年4月～

3 資格要件・参加基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 参加要件

- ① 地方自治法施行令第167号の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続き中でないこと。
- ③ 熊本県又は合志市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(2) 参加基準

- ① 駆けつけ対応が必要であることから、県内に事務所を有していること。
- ② 過去3年間の実績において、都道府県・市町村のICT支援員の業務委託の実績を有している業者であること。
- ③ MDM(モバイルデバイス管理)の管理実績があること。
- ④ ICT支援員の採用体制及び管理体制等が整っていること。
- ⑤ 配置予定のICT支援員は、原則受託者の専従の従業員であること。

4 質疑の受付及び回答

実施要項等に質疑がある場合においては、次に従い質疑書を提出すること。

(1) 提出書類

質疑書(様式第2号)

(2) 提出方法

- ① 質疑書は、原則として電子メールからの受付とする。
- ② 電子メール送信後は必ず電話にて、受信確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和7年10月24日(金) 午後5時必着

(4) 提出先

合志市学校教育課 総務施設班 藤本 宛て
アドレス: kyoiku@city.koshi.lg.jp

(5) 質疑回答

令和7年10月29日(水)までに回答を通知

5 参加申込書・提案書等提出書類について

本プロポーザルに参加する者は、次に従い書類を一式提出すること。

(1) 提出書類

① 参加申込書(様式第1号) 【提出部数:1部】

② 企画提案書(様式第3号) 【提出部数:1部】

③ 会社の概要がわかるもの(任意様式) 【提出部数:1部】

④ 提案資料(任意様式) 【提出部数:8部】

※サイズはA4版、横書き、左綴じとする。提案書の内容については、「6 提案書の内容」をもとに作成すること。

⑤ 業務実績書(様式第4号) 【提出部数:1部】

⑥ 見積書、内訳書(任意様式) 【提出部数:原本1部、副本8部は④へ添付】

※見積書は消費税込みの金額で業務期間の総額で記載すること。内訳書には年度ごとの金額及び積載根拠の内訳を明示すること。

※原本1部については、封筒に入れ封印して提出すること。

(2) 提出方法

(4) 記載の提出先へ、提出書類一式を持参すること。

(3) 提出期限

令和7年11月7日(金) 午後5時必着

(4) 提出先

合志市教育委員会 学校教育課 総務施設班 藤本 まで

6 提案書の内容

(1) 会社概要

① 会社概要(企業コンセプト、業務内容、資本金、従業員数、営業年数、関係担当部門・合志市直近の営業所の体制等)

(2) ICT 支援員委託業務の方針・実績

① ICT 支援員として必要な資質・能力についての業者の方針

② 直近3年間の業務受託実績

(国・地方公共団体・学校法人別、学校種別、配置人数等個別に示すこと。)

③ 具体的な支援方法・支援実績

④ MDM(モバイルデバイス管理)の管理実績

(3) ICT 支援員、又は ICT 関係に携わる採用体制

① 採用方法、採用基準

(本業務に対応する職員を新規に採用する場合の採用スケジュール)

(4) ICT 支援員の研修

① 委託開始前の事前研修計画、配置後の研修計画(スケジュール、内容等)

② 研修担当スタッフの教育体制・研修内容 (ICT 教育・制度の専門性等)

(5) ICT 支援員の管理体制

① ICT 支援員の勤務評価及び評価後の指導体制と内容

② 配置校からの要望・苦情等への対応方法

(要望・苦情把握方法、勤務日振替・交代依頼等に対する対応方法等)

(6) 危機管理体制

① ICT 支援員が病気等により、業務が履行できない場合の代替措置、緊急災害時の対応

(7) 独自の企画提案

① 教育委員会や学校向けの企画提案 (仕様書の内容以外で実施可能な独自の事業)

7 審査(プロポーザル)について

事前に提出した提案書に基づき、次のとおりプロポーザルを実施する。

(1) 実施日

令和7年11月19日(水) 午後予定 (詳細は別途通知予定)

(2) 実施場所

合志市役所 防災センター 1 階避難所①

(3) 時間

30分程度(提案書に基づくプレゼンテーション20分以内、質疑10分以内)とする。

(3) 出席者

1事業者の出席者は3名以内とする。業務内容を熟知した担当職員が必ず出席すること。

(4) その他

プレゼンテーションは、事前に提出する提案書の範囲内で行い、その他の追加資料の配布や使用は一切認めない。

8 評価項目・配点

選定にあたっては、合志市教育委員会の教育部長、学校教育課長、教育審議員、指導主事、企画課デジタル化推進班長を委員とする「合志市立小中学校ICT支援員配置業務委託事業に係る公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、これにより提案内容の審査を行う。

なお、選考結果については、後日各提案事業者に別途通知予定。

評価項目	評価の内容	配点
1 会社概要	・会社概要(企業コンセプト、業務内容、資本金、従業員数、営業年数、担当部門の体制)	10点
2 業務の方針・実績	・ICT支援員として必要な資質・能力についての業者の方針 ・直近3年間の業務受託実績 ・具体的な支援方法、支援実績 ・MDM(モバイルデバイス管理)の管理実績	35点
3 採用体制	・採用方法、採用基準(本業務に対応する職員を新規に採用する場合の採用スケジュール、選考方法について)	5点
4 ICT支援員の研修等	・委託開始前の事前研修計画、配置後の研修計画(スケジュール、内容等) ・研修担当スタッフの教育体制・研修内容(ICT教育・制度の専門性等)	15点
5 ICT支援員の管理体制	・ICT支援員の勤務評価及び評価後の指導体制と内容 ・配置校からの要望・苦情等への対応方法	15点
6 危機管理体制	・ICT支援員が病気等により、業務が履行できない場合の代替措置、緊急災害時の対応	5点
7 独自の企画提案	・独自の企画提案についての評価 (見積金額の範囲内で実現可能な内容であること)	5点
8 価格評価	・提案された価格(見積書)による評価 審査点＝応募者全体の提案価格のうち最も低い価格÷当該提案価格×10(※有効桁数は少数第1位とし、小数第2位以下は四捨五入とする。)	10点
合 計		100点

5 点 配点	評価内容	10 点 配点	評価内容
5 点	大いに適切である	10 点	大いに長けている
4 点	適切である	8 点	長けている
3 点	概ね、半分程度適切である	6 点	概ね、半分程度長けている
2 点	2、3 割程度適切である	4 点	2、3 割程度長けている
1 点	一部適切である	2 点	一部長けている
0 点	適切である	0 点	長けていない

9 その他

- (1) 提案に際し必要となる関連経費については、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。なお、当該書類は提案者の許可なく提案以外の目的に使用することはできない。
- (3) 参加者が1者であっても選考を実施するものとする。なお、1者の場合に点数評価が60点を下回り、提案書が要求水準等を満たさないと審査した場合は、失格となる。
- (4) 提案書にて必要な要件を全て満たしていない場合は失格となる。
- (5) 提出書類内に虚偽の申告があることが発覚した場合は失格となる。
- (6) プロポーザルの結果で合格となった者が、(4)の事由で失格となった場合、次点の者を繰り上げて合格者とする。
- (7) 提出後の提案書に対しての変更は認めない。
- (8) 見積金額が提案上限額を超えている場合は選定の対象としない。

10 問い合わせ及び提出先

〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地

合志市教育委員会 学校教育課 総務施設班 担当:藤本

TEL:096-248-2366 FAX:096-248-2377